第十五条の九第三項中「第四百四十六条第一項第二号」を「第四百四十六条第一項第二号ロ」に、「細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニ」を「旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の⑴又は⑷に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄」に改め、「それぞれ」を削り、「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。）を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四百四十六条第一項第二号」を「第四百四十六条第一項第二号ロ」に、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示」に、「細目告示」を「旧細目告示」に、「第四十一条第一項第十一号」を「第四十一条第一項第十一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されて」を「おいて燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いる旨が併せて明らかにされて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　法第四百四十六条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

第十五条の十一第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第一項第二号中「当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑷の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第二項第二号中「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ又はニに掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴又は⑷に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第十五条の十一第三項第二号中「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第四項の表第一項第二号の項中「当該軽自動車が平成三十二年度燃費基準達成車」を「その旨」に、「自動車のエネルギー消費効率の」を「その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の」に改め、「第一条第二号」の下に「及び第三号」を、「ＪＣ〇八モード法」の下に「及びＷＬＴＣモード法」を加え、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第二項第二号の項中「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ〇八モード法」を「その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車」を「旨」に改め、同表第三項第二号の項中「当該軽自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「その旨」に、「ＪＣ〇八モード法」を「その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法」に、「こと及び当該軽自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「旨」に改める。

第三十一条の六の二第一項中「地方税関係申告等」の下に「又は特定徴収金の納付若しくは納入」を加える。

附則第三条の二を削り、附則第三条の二の二を附則第三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三条の二の二　法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項（第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者（法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。）が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内（当該法人が新たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内）に行わなければならない。

一　その設立の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第六十三条の二第一項で定める金額が一億円を超える法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人を除く。）

二　保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五　国又は地方公共団体

3　法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。